

コロナトウスの本質と成立(下)

井上智勇

序

第一篇 コロナトウスの本質

一、帝政初期のコロヌス

二、帝政後期の二種のコロヌス

三、コロヌスの種類と法的性格(以上前號)

四、地主とコロヌスの關係(以下本號)

第二篇 コロナトウスの成立

緒言

一、形態起原論批判

(一) イタリア起原論批判

(二) 屬州起原論批判

二、帝國の課題として見たるコロナトウス成立論(完)

四、コロヌスと地主の關係

コロヌスの生活は、そのコロヌスが如何なる種類のものであるにしろ、小作地を媒介にした地主との關係に立つことはその共通的性格である。随つて地主とコロヌスとの關係に就いては、この媒介關係が如何なるものであつたか、純然たる私的關係であつたか、經濟的關係以外に政治的從屬關係を伴つたか、又その關係は空間的に又時間的に固定的であつたか否か等の問題が當然提出されねばならないであらう。

フステル・ドゥ・クラインジュが既に注目したやうに、コロヌスに對して地主は屢々主人 *dominus* といふ語を以て表現される。けれどもそれはコロヌスに對する主人といふ意味ではない。例へば *Domino fundi tenetur* (Cod. Just. XI, 51), *Domini praediorum* (ibid. XI, 48, 5) *Dominus possessionis cui colonus fuerat ascriptus* (ibid. I, 3, 20) 等の表現が示すやうに、「主」はコロヌスの「主」でなくて土地の「主」即ち地主を意味するのである。^①

コロヌスは地主の小作人として經濟的支配下にありとは言へ、決して、全體的に地主に隸屬するものではあり得ない。勿論時代の進展につれて地主のコロヌスに對する支配觀念は、經濟的な媒介關係を越えて、所有觀念に迄進んでゐることは史料に於いて確められる。即ち、三六五年の立法者は地主をたかだか「コロヌスの保護者 *patronus coloni*」^②といふに過ぎなかつたけれども、既に四〇〇年の法令の上には明かに、「誰れかの所有に屬するコロニ」といふ表現が採られ、四一九年の法にも「誰れの所有に屬すべきかを訴訟されてゐるコロヌス・オリギナリウス」といふ表現がみられるのである。^③ それにもかかはらず、コロヌスは決して奴隸の如き所有物となつたのではなかつた。彼の人格的自由はあく迄も保存され、條件つきではあつたが財産所有の主體となり、或は司法行爲の主體とさへなり得たのである。^④

だから五世紀以後にみえるコロヌスに對する地主の「所有」觀念は、完全な所有觀念でなくして、むしろ唯觀念的類似を示すのみと考へるべきであらう。それ故に地主とコロヌスとの關係は自由人と自由人との關係で人と物との所有關係ではなかつたと言はねばならないであらう。

所で地主とコロヌスの關係が土地を媒介にした特殊な關係であるならば、兩者の結合を媒介にする土地は如何なる

土地であつたか。地主側から言ふならば、彼はその所有地全部をコロヌスに貸與したのであるか、換言すれば會つてラティフンディアをば多數の奴隸を主要勞働力として自己經營した地主は、所謂 Kolonensystem の發生と同時に、一切の自己經營を放棄したのであるか。或はラティフンディアの奴隸が集團的に勞役したと同様にコロヌスの土地耕作は尙集團的であつたか又分散的であつたか。乏しい史料からではあるがこれ等の問題に對しても若干の考察を加へる必要がある。それは地主とコロヌスの關係を明確ならしめる上の一前提となるからである。

ローマ帝國の廣大な開墾地を所屬關係の上から言へば皇帝の直領と私有地に分けることが出来る。皇帝が帝國全體に對する最高の政治擔當者であると共に最大の土地所有者であることは既に拙稿「ラティフンディアの成立と經營」で指證した所である。皇帝の直領と私有地の經營が如何に相違するかを詳細にすることは未だ出来ないけれども、アフリカに於ける皇帝の直領經營の状態を示す所の一八七九年出土した皇帝直領地 *Saltus Burunitanus* に關する所謂 *Souk-el-Khmis* 碑文^①、その寫しと推定される *Ain Zaga* 碑文^②、及び同年發見の *Gazr-Mezuar* 碑文^③、更に一八九六年發見の *Henchir Mettich* 碑文^④、一九〇六年發見の *Ain-el-Djemala* 碑文^⑤、更に小アジア、エジプトよりの皇帝領の碑文及び草紙文書等の出土發見によつて、アフリカ、小アジア及びエジプトの帝領經營の情態が明かにされ、皇帝直轄地の經營に就いては、今日では略推定して誤りない程度になつてゐる。これと法學者の記録や法令にあらはれた私有地の經營を對比せしめて帝領と私有地との經營の類似と差違の輪廓的な知識を得ることは不可能ではない。

右の地方の帝領地のうちそれ自身特異な發展と構造をもつエジプト領を除くならば、次の事實が確められる。一、

凡そ皇帝直領地は皇帝直屬の官吏 *Procuratores* (小アジアでは *epitropoi* といはれる) がこれを監理し、*conductores* (小アジアでは *mesoteroi*) と言はれる企業家が先づ五年毎に一定の土地を入札によつて借地する、コンドククトールは更にその土地を多數の小作人に再貸する。二、併し、コンドククトールはその借地全部をコロニに再貸するのではなくて、一部を自己の直營地として保留する。三、コロヌスは各々自己の負擔に於いて小作地を耕作するのであつて、集團的に一定の地を耕作するのではない。四、小作人は法的には進退の自由をもつけれども事實上は永久的小作人となつてゐる。五、コロヌスはコンドククトールに對して宛も小作人が地主に對する如く借地料として一定量——*Henchir Metich* 碑文によれば *Villa Magna Variam* なる帝領に於いては、穀物は脱穀後の三分一、豆は脱穀後の四分一、葡萄酒は三分一、オリブ油も三分一、等大體收穫物の $\frac{1}{3}$ から $\frac{1}{4}$ の物納が規定されてゐる——の物納をなし、更に一定日數の勞働奉仕 *operare* を行ふ。それは明にコンドククトールの自己經營に保留した地の耕作を援助することを主要奉仕としてゐるのである。^⑩ 以上の事實は大體二世紀から三世紀の而もアフリカや小アジアの帝領に於ける經營法であつて、所謂土着農夫制が明確に實證される四世紀の情態を直證するものではない。隨つてこのやうな經營法が時間的には後の時代に迄も適應されたか、又すべての帝領に對しても空間的普遍的であつたかにはかに決定し難い。けれども自由コロヌスが不自由的コロヌスに轉じて、彼等の地位がより上昇したと考へられずむしろ、その地位の低下が認められる以上、この二世紀—三世紀の帝領小作人の地位は時代と共に低下こそすれ上昇したとは考へられない。帝領が土着農夫によつて經營されるに至つても、略々これと類似の經營が行はれたものとして誤りないであらう。而

してそれが或はアフリカの各地に於いてのみならず、それとは遠く離れた小アジアのフリギアに於いても略同一の經營法がとられたことからみれば、帝領に對する大體普遍的經營法であつたと推定して誤りないであらう。そこで今一度言ふならば、帝領のコロニは分散的小作人であり、地主即皇帝に代つて契約期間中は地主の代理となるコンドゥクトーレスに對して一定の物納と勞働の奉仕を負擔する。即ち彼は自己賃借の土地を耕作すると共に、一定日數だけコンドゥクトールの直營地に奉仕するのである。

然らば私有地のコロニに就いてはどうであらうか。コロニが本來地主の小作人として成立してゐる以上、彼等が集團的小作人でなかつたことは疑を容れない。随つてこゝでは地主とコロニスとが如何なる關係に於いてあつたか、尋ねられねばならぬ。而るに法典の中にはコロニスの地主に對する借地料の性質や量を規定したものを見ない。却つてそれぞれの土地に於ける慣習に委ねられてゐたことが證示されるのである。最も多くの場合物納が行はれてゐたらしく、三六六年の法は、物納を金納にかへんとする地主に對して、「地主はその所有地の慣習上金納が行はれてゐない場合は土地の生産物 *id quod terra praestat* を受納すべきである」と命じてゐる^⑩。又他の法によれば、或る地主のコロニスは物納を行ひ、他の地主のそれは金納をなし、又他の地主のそれは物納と金納を併用することが知られる。(か^⑪の古典期ローマの經濟が狂盛な貨幣經濟の上に立脚してゐたことを思ふならば、帝政後期には著しく自然物經濟の擡頭してゐることを認めねばならないであらう。ドブシュが指摘したやうに、^⑫貨幣經濟と自然經濟はなる程一が他を排斥する矛盾的存在でなく、ローマ帝政期にもそれは並存的存在の可能を指證するであらう。併し両者が存在し得ると

いふことと、貨幣經濟の隆昌期が自然經濟の支配的傾向に轉じたこととは、一つの歴史的世界にとつては同一義ではあり得ない。われわれはここに明かに一つの歴史世界の社會經濟的な變化を認めねばならないであらう。

次に私人のコロニも帝領のコロニと同様に、勞働奉仕を一般的に負擔したか否か今の筆者には斷言し得ぬ問題である。ただ全然なかつたと言へないことだけは確である。何故ならばユステイニアン法典の一文が明かに、コロヌスに勞役 *operae* が課せられてゐたことを示すからである。五・六世紀以後になれば、各所有地が、二つの部分に分たれ、一は *Manses* と呼ばれてコロニに分割され、他は地主直營地 *dominicum* と呼ばれて地主又は領主に保留されその名稱も中世に迄繼承されてゐるのである。そして小作地 *partes agrariae* は後に *champart* といはれ、*operae* は後に賦役 *corvées* といはれ、手間仕事 *manoperae* は奉仕 *servius* 又は *main-d'oeuvre* といはれるに至るのである。もしフステル・ドゥ・クラインジュの主張するローマの土着農夫制の中世への連続が正しいならば、中世一般にみられる農奴の賦役は逆にローマの土着農夫制に於いても *operae* が一般的慣習であつたことを推定せしめるであらう。殊にユステイニアン法典にそのことであつたことを示す以上、右の筆者の推定も恐らく誤る所尠いであらう。

以上の論說にして誤りないならば、われわれは先づ次の如く言ひ得るであらう。即ち、地主—それが皇帝にしろ私人であるにしろ—の土地は多くの場合、地主(又はコンドウクトールの如き地主代理人)の直營地と小作地に分れ、コロニは後者を永久的に小作し、その反對給付として一定の借地料と賦役を負擔すると。

右の結論は帝領、私有地に於ける、地主とコロヌスとの關係のうちの、共通する性格ではあるけれども、更に仔細

に考察すれば、實はこの共通性は表面的であつて、内實的にはコロヌスと地主の結合關係は極めて多様であつたと言はねばならないのである。何故ならば、既に指摘したやうに、借地料の性質が金納・物納の統一なく、すべてそれぞれの土地の慣習に委ねられてゐるのであり、隨つてその借地料そのものの量も亦大少様々である筈であるからである。アフリカ出土の *Souk-el-Khnis* 碑文を見るならば、*Saltus Burunitanus* のコロニの賦役は、耕作のために二日、草取り二日、收穫のために二日、都合一年に六日の賦役である。然るに同じ時代の *Gazir-Mezuar* 碑文によれば、この帝領のコロヌスには、耕作四日、取り入れ四日、罽にて埝くために四日が要求され、更に断片的に残つてゐる文字を追ふならば、公に使用される店舗の建造、煉瓦の製作等にも賦役とし従事する。とにかく *Saltus Burunitanus* のコロニの賦役に倍する負擔を荷つてゐることだけは確かである。われわれはこの二つの碑文が、ともにコムモドゥス帝に對するコロニの負擔軽減に關する歎願とそれに対する勅答を内容とする點(15)に注意すべきであらう。何故ならば同一地主に屬するコロニも土地によつてその負擔を同一にしないといふことが、皇帝といふ普遍的な性格をもつ者の所領に於てすら確證されるからである。殊に帝領監理者たるプロクートルやコンドゥクトールの人格如何によつてはこの賦役規定も決してそのままには實施されない。このことは前の碑文に於いてコロヌスが、規定以上の賦役を課せられてゐることを述べ、規定通りの賦役日數に減少されたいと訴願し、コンドゥクトールが規定を守るやう、プロクートルが監督をなすやうにと、皇帝に直訴してゐる點から推察される事實である。

右の如くみて來るならば地主に對するコロヌスの負擔は或は公然と、或は隱然と、或は所の慣習により、時と所と

の差に應じて、大小様々であると言はねばならないのである。筆者が第三節の終りに、コロヌスの不自由性の多様性が、地主とコロヌスとの關係からも指證し得られると言つた理由もここにあるのである。

最後に、最早蛇足ではあるが次の事實を指摘したい。ローマの土着農夫制に於ける地主とコロヌスとの關係は、その關係の内實が時と所との差違につれて慣習的に成立したものである以上、その關係は元來公權の規定によるのではなくて私的に成立したと言はねばならない。けれども私的關係に於いて成立したといふことは全く公權と無關係の事實であることを指證しない。國家は暗黙のうちにこれを承認し、後には更にこれを制度化した。而も國家は繰り返へしてコロヌスの人格的自由の擁護を叫びつづけてゐる。コロヌスはその逆境の極點に於いてさへ國家の認める自由の限界を保持してゐる。地主はコロヌスと經濟的交渉に於いて自由であらう。けれども國家がコロヌスに對して保證する最後の一线を拂拭することは出来ぬ。地主とコロヌスとは共に國家權力に平等に従屬する。即ち地主とコロヌスとは國家に對して法的には同一平面の上に立つといはねばならない。國家に對する地主とコロヌスのかかる關係を示すものとして地主とコロヌスとの司法關係が考へられるのである。

前掲三三二二年のコンスタンティヌスの法令に、「地主は脱逃を企てるコロヌスに對しては、奴隸に對すると同様に足柱を嵌め得る」ことを認めてゐる。⁽¹⁰⁾ 又三七一年にウァレンティニアヌス帝の勅令に於いては「逃亡したコロヌスは連れ戻されて所罰されるであらう」と規定されてゐる。後者の場合も事實上所罰するものは地主であつたかもしれない。併し地主に裁判權が移讓されたと認めるべき理由はない。右の二法令は一見司法權の移讓を思はしめるけれども、そ

の所罰は逃亡といふ特殊な場合に限られ、一般にコロヌスの行爲を判定し裁斷する権利が地主に與へられてゐたのではない。例へば「もし他人所屬のコロヌスを誘致するか或はこれを陰匿する者は、そのコロヌスが私人に屬する場合は金半リブラ、帝庫所屬の場合は金一リブラの罰金に處す」⁽¹¹⁾といふ三八六年の法令、或は、コロヌスが地主の不正に對しては帝國所定の裁判所に訴訟し得るといふ事實⁽¹²⁾、これ等の事實が明證するやうに、少くも法的秩序としては帝國の司法權は決して私人たる地主に移讓されてはゐない。漸くユステイニアヌス帝に至つて、始めて、地主がコロヌスに「懲罰を以て所刑する適度の權力 *potestas corrigendi castigatione moderata*」を附與されてゐる⁽¹³⁾。それは明に公權の私人への移讓である。われ／＼はその「適度の權力」の内容を明にし得ない。併し同じユステイニアン法典が、一方に於いてはコロヌスの境位が所有物的地位に低下しつゝあることを承認しつゝ、尙他面に於いて常にコロヌスの身分的自由を強調してゐること、コロヌスの地主に對する訴訟權、控訴訟を承認してゐること、等よりみれば、「適度の權力」の内容はさして強力なものであつたとは考へられない。蓋しコロヌスの境位が低下するにつれて、地主は恰も自己の所有物に對する如く之を責め折鑑する場合が多かつたであらう。かかる社會には、一體コロヌスは自由民であるかそれとも地主の隨意的な被支配者であるかといふことが社會問題となつて來るに相違ないのである。恐らくユステイニアヌスはかかる問題に對して一つの裁斷を下したのである。即ちコロヌスは依然法的自由性を維持する、が地主はコロヌスに對して或程度の折鑑をなし得る、と。これを以て公權の封建的移讓を言ふことは些か大膽に過ぎるであらう。一步をゆづつて、僅少なながらも公權の移讓が行はれ、公權の封建化 *Feudalisierung der öffentlichen*

Gewalt の傾向が窺はれるとしても、それはユスティニアヌス以後であつて、²⁾四世紀や五世紀の本來的なコロナトゥスの現象ではない。

それ故、今の所、筆者は、地主とコロヌスとの關係をば次の如く考へたい。即ち、兩者の關係は純然たる社會經濟的依存關係であつて、國家の法的力に對しては兩者は同一平面にある。未だ封建制度下にみる如き政治的支配關係は發生してゐない。恐らくこの點が、同様に土地を媒介にした自由民と自由民との依存關係でありながら、コロナトゥスと封建制度との本質的相違でもあらう。

註

- ① Fustel de Coulanges, Le colonat romain, P. 118.
- ② Cod. Theod. V. 11, 1.
- ③ 史林前號六〇—六一頁參照
- ④ 同五九頁參照
- ⑤ Mommsen, Decret des Commodus, in Hermes XV. Souk-el-Khmis はこの碑文が発見された地名。この碑文は紀元一八〇—一八三年の間に出来たものとされる。
- ⑥ R. Clausung, The Roman Colonate, P. 142.
- ⑦ Ibid., l. c.
- ⑧ Clausung, op. cit. Chapt. VI.
- ⑨ Ibid. P. 179 f.

- ① 南東 Phrygia の Ormelia 田舎神文。紀元三世紀の事。
- ② Salus Burunitanus の神文の記述は F. de Coulanges, op. cit. p. 33 ff. Clausing, op. cit. P. 139 f. 203 参照
- ③ Cod. Just. XI, 48, 5. F. de Coulanges, op. cit. P. 126.
- ④ Cd. Just. XI, 48, 20 §2.
- ⑤ Dopsch, Naturalwirtschaft u. Geldwirtschaft in der Welsgeschichte.
- ⑥ Cod. Just. XI, 53, 1: *Rehhibitio operarum*
- ⑦ F. de Coulanges, op. cit. P. 130.
- ⑧ Clausing, op. cit. P. 138. 参照
- ⑨ 史林前號四二頁
- ⑩ 同 四四頁
- ⑪ 同 四五頁
- ⑫ 同 五九頁
- ⑬ Cod. Just. XI, 48, 24.
- ⑭ Beaudouin, Les grandes domaines dans l'empire Romain.
- ⑮ Dopsch, Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung. II. S. 71.

第二篇 コロナトウスの成立

緒 言

近世史學の研究對象は、常に、「事實が本來如何にあつたか *Wie es eigentlich gewesen sein*」といふこと、「事實が本來如何にして成立したか *Wie es eigentlich geworden sein*」といふことに集中され、事實の叙述と起源の探究とが歴史研究の中心課題とされて來た。歴史現象が一定の空間と一定の時間的平面上の特殊な事實であると共に、事實と事實との繼起的現象である以上、歴史認識の主題が事實の個性と發展とにをかれるのは蓋し當然である。

コロナトウスの研究も、それが單にその本質論に終るならば、史學研究の要求の一半を果すのみで未だ充分とは言ひ得ない。こゝに筆者が尙成立の問題に就いて檢閲しようとするのも、右の如き歴史學的意識の要求に出づるのである。

無論コロナトウスの成立問題が從來無視されて來たのではない。否、この問題に就いての數多い主張、論争よりも、成立問題こそコロナトウス研究の中必的テーマであると言へるであらう。遠い十六世紀のクヤキウス *Cujacius* のディゲスタ註釋^①、十七世紀のゴトフレドゥス *Gothofredus* のテオドシウス法典註釋等にあらはれたコロヌス起源の論説はしばらく言はずとしても、十九世紀以降二十世紀に至る迄の諸學説に至つては、その主要なもののみを摘出し紹介するだけでも、優に一冊の大著を必要とするのである。^③

併しわれわれのコロナトウスの成立論が、恣意的立論に墮ち入ることを避け、少くも現代の學的水準に到達するためには、一應過去の主要なる研究成果の檢討から出發しなければならぬであらう。

註

① Cujacius, Opera IV.

② Gorhofredus, Codex Theodosianus cum Perpetuis Commentariis V.

③ Cf. R. Clausing, The Roman Colonate, the theories of its origin. N. Y. 1925.

一、形態起源論批判

(一) イタリア起源説

多種多様な起源論のうちで先づ注目されるのは、コロナトゥスといふ特殊な農民の生活形態を、それ以前に存在した類似形態の發展又は擴大と見る見解であつて、筆者はこれをかりにコロナトゥスの形態起源論と呼んでをきたい。

形態起源の探及は十九世紀の前半以來今世紀にかけて多數あらはれ未だその歸結する所を知らない有様である。が大體、コロナトゥスの起源的形態を、(一) イタリアのクリエンテラ *clientela* (クリエンテスの保護者ボトクサに對する從屬關係 *Abhängigkeitsverhältnis*) に求める者と、(二) イタリア以外のローマ帝國屬州に於ける隸屬關係に求めんとする者と、(三) ゲルマン民族内に於ける隸屬關係に溯及しようとする三種の學説を見出すのである。第一の見解に立つものには、シュルツ、ラフェリエール等があり、^① 第二の立場には、ケルト起源を説くギゾー、^② ギリシア起源の主張者デューロー・ドゥ・ラ・マル、シャルル・デロー、^③ 小アジア起源を説くポール・マイヤー、^④ エヂプト起源を強調するロストフツェフ等があつて必ずしも一樣ではない。最後に第三の立場をとる者は「古代世界没落」で有名なオット・ゼークである。^⑤

扱て、ローマ帝政期の普遍的制度の一となつたコロナトゥスの起源を求めらるゝに當つて、その世界に對し政治的なイニシアチヴをもつたローマ人の古い傳統的制度の中に、その起源を探鑿しようと試みたことは、蓋し無理ではなかつた。併しこのイタリア起源説に言はれるやうに、果してクリエンテスとパトロヌスの支配・隸屬の關係は、コロヌスとドミヌスの關係であらうか、コロヌスの隸屬性はクリエンテスの隸屬關係の延長であらうか。

クリエンテスとパトロヌスとの間のローマ的隸屬關係(受動的關係としては隸屬關係 *Clientela* と呼ばれ、能動的關係としては保護關係 *patronatus* 又は *patrocinium* と呼ばれた)の發生は極めて古く、傳説上はロムルスが庶民 *plebs* を貴族 *patrici* にその隸屬民として分配したことに發するといひ、近世のローマ史家はローマが征服民族を隸屬民としたことにその起源を求めたり、或はこれを被解放民の後裔や、浮浪民 *Heimatloser* の獻身 *Application und Deditio* に求めんとする。恐らく個々のクリエンテスの元境は或は征服民、奴隸、自由民等多種多様であつて、これを一元に求めることは不可能であらう。がその起源が何であるか、不明であつても、それは今の筆者には大した問題ではない。筆者にとつて重要であるとはクリエンテラ又はパトゥロナトゥスが如何なる支配・隸屬の關係であつたかと云ふことである。

保護者と隸屬民との關係が個人相互に結ばれるにしろ、或は共同體と共同體との間に提結されるにしろ、それは常に保護と信頼によつて結ばれた關係である (Gell. V. 13, 2: *clientes . . . qui esse in fide[m] patrociniumque nostrum dediturunt*. 尙 Cic. p. Rosc. Am. 93: *in fide esse et clientela*. 及 Cic. de off. I, 35: *ut ii, qui civi-*

tales aut nationes devictas in fidem receperissent, eorum patroni essent more maiorum 卽ち「我々の祖先の風習によれば、征服したる國民や民族の信賴を受けたる者は保護者といふ」等を参照)。而してこの信賴保護の關係が元來ローマ法的關係でもなく、又明確な國際法規に基準を置く權利義務の關係ではないことが注意されねばならない。信賴を受領し保護の義務を負ふか否かを決定するものは保護者側である。保護者は信賴者に代つて法律・司法等の代理を行ふ者ではあるが、何ら特定の義務を被保護者に負ふ者ではない^⑩。保護と信賴の關係は平等の權利を所有する者の間に結ばれる關係でなく、本來支配と隸屬の上・下關係に於いて成立する。従つて平等の法的地盤に立つ者の規定たるローマ市民法 *jus civile* の外の關係である。だから、保護者は被保護者に對する倫理的責任を負ふても法的責任を負ふものでない。併しそれが社會的秩序であるためにはその關係は何かによつて根據づけられねばならぬ。ローマ的觀念に於いては、そこで、かかる法外の倫理的關係の根柢は神にあるとされる。例へば、保護者としての義務を遂行しない者は「地下の神にさげられる *es oīna tois xaxiōlokov Aōs*」或は同様に *patronus, si clienti fraudem fecerit, sacer esto*」^⑪といはれてゐるのもこの間の事情を物語るものに他ならない。だからして保護・信賴の關係は神を媒介にした人格的結合關係であつて、地上的な物を媒介にした權利義務の關係ではない。勿論クリエンスは保護者に對する種々な勞働奉仕をするのみならず、保護者の所有地を賦役 *Frondienst* と物納 *Ertragsquote* を代償として永代小作する場合さへある^⑫。だから保護・信賴の關係は地上的關係、物的關係を缺如するのではない。けれども地上的・物的關係が保護・信賴の關係を成立せしめるものでなく、むしろ前者の關係は後者の關係を隨伴する上位關

係である。随つて物的關係の相違・移動は決して保護關係そのものの移動消滅を意味しないのである。

要するにクリエンテラ、パトコロナトゥスの關係は本來上下關係であり、物的關係は附隨的第二義的であつて固定的ではない。クリエンテスは保護者に對して法的從屬關係にあるよりも宗教的倫理的人格的服從 *persönlicher Gehorsam* の關係にあるのである。言葉を換へればクリエンテスは物に隸屬するのでなくて人に隸屬するのである。

然るにコロナトゥスに於いては、コロヌスは自由市民權を保留し、司法權の主體となるのであつて、彼とドミヌスとの關係はクリエンテラの如き絶對的隸屬關係ではない、又その隸屬も、コロヌスは土地にしばられてゐるのであつて、人に隸屬するのではない⁽¹⁰⁾。兩者を一樣に隸屬關係と呼ぶにしても、その關係は全く本質的差異をもつと言はねばならぬ。殊に帝政後期に於いてもクリエンテラの關係が本來の絶對的隸屬關係を消滅しつつも、尙經濟的・倫理的保護・被保護の關係を持續してゐること、特定の個人が必ずしも保護者を一人とせず、多數の保護者をもち得るに至つてゐること等よりすれば、⁽¹¹⁾特定の耕地に繋縛されたコロヌスと、クリエンテスは本質的に相違すると言へるであらう。それ故クリエンテラとコロナトゥスとは帝政後期に於いても並存的に存在したといはねばならない。それはこの際とりわけ重要である。何故ならば右の事實は、この二つの隸屬關係が、シュルツやラフェリエールの主張する如く根源・延長の如く前後的連續關係に立つものでなく、無關係的並存關係を指證するからである。

註

⑩ C. L. F. Schultz, *Grundlegung zu einer geschichtlichan Staatswissenschaft der Römer.*

Laterrière, Histoire du droit civil de Rome et du droit française, vol. II.

- ⑫ Guizot, Cours d'histoire moderne, vol IV. 230-251.
- ⑬ Dureau de la Malle, Economie politique des Romains
- Ch. Giraud, Essai sur l'histoire du droit française au moyen age, (Clausing, op. cit.)
- ⑭ P. Meyer, zunn Ursprung des Kolonats (in Klio I)
- ⑮ Rostowtzev, Studien zur Geschichte des römischen Kolonates.
- ⑯ O. Seeck, Untergang der antiken Welt. id., Colonatus (in Pauly-Wissowa, Realencyclopädie)
- ⑰ Cicero, de rep. II, 16. Dionysios, II, 9, 2.
- ⑱ Niebuhr, R. G. I. S. 359.
- ⑲ Mommsen, Römische Forschungen, I, S. 358 ff.
- ⑳ A. v. Premerstein, Cientes in P.-W. Realencyclopädie.
- ㉑ Dionys. II. 10, 3. Serv. Aen. VI. 609.
- ㉒ Premerstein, op. cit. S. 44.
- ㉓ Clausing, op. cit. P. 67.
- ㉔ Premerstein, op. cit. S. 53.

(二) 屬州起源説批判

起源的形態がイタリアでないとしても既に帝國はイタリア外世界に擴大してゐる。随つて帝國制度の起源をイタリア以外の地方に探究することは純論理的には不自然ではない。多くの碩學が或はガリアに、或は希臘に、小アジアに、

エヂプトに起源的形態を求めたのも、ローマ帝國がこれ等の地方を包含する世界的帝國であつた事實からして一應諒解出来る。けれども彼等の意圖が不自然でないといふことは直ちにその所論の正當性の根據とはならないこと勿論である。

論理的には可能な理論であつても事實的に成立しない限り、歴史學的理論とはなり得ないからである。

扱、イタリア外起源論のうち、ギゾーの主張した古ケルト起源論、デュロ・ドゥ・ラ・マル及びデロー等によつて提唱された希臘起源説は、現在に於いては殆んど全く克服され、再びこれを支持せんとする者はないであらう。既にフェステル・ドゥ・クラインジュやクロージングが指摘してゐるやうに、古ケルト社會にも隸屬關係が存在し、小農民が代や借金或は暴壓等によつて有力者と保護被保護の關係にあつたことがカエサル^①の記述に於いて確かめられるのである。併しこれ等の隸農もローマのクリエンテスと同様に、彼等の保護者と人格的依存關係 a position of personal dependence towards the patron にあるのであつて、地主の土地に從屬する (predial dependence in relation to the lord's estate) ものではない。^② 恰もクリエンテスに起源形態を求め得ないと同様に、ギゾー説の成立すべき積極的根據はないと言はねばならないであらう。

希臘起源説の有力な根據となるのはテッサリアのペネステス Penestes とラコニアのヘロテス Helotes である。彼等はテッサリア人やラコニア人の征服民であつて、奴隸とされ、耕作に従事せしめられる農奴である。而もヘロテスはローマ時代迄存続せることがストラボンの記述にみえてゐる。^④ そこでデロー等は帝政期のコロヌスの先行形態を

ここに見出し得たと信じたのである。併しアテナエウスやディオニオスやストラボン等の記述によれば、ペネステスとヘロテスは、一定の地代の支拂と戦時には軍役に従ふといふ條件で土地の耕作を許容されてゐるものであること、被征服民の子孫であること、常に奴隷^{seruus}として取扱はれてゐること等をその身分的特質とするのである。而もその奴隷の所有者は國家であつて、奴隷の解放をなし得るものも従つて、用益人でなくして國家である。國家はこの奴隷を國家の外に買取することを禁じてはゐるけれども、國家内に於ける個人相互間の賣買譲渡を禁じてはゐない^⑥。要するにペネステスにしろヘロテスにしろ、それは征服民と被征服民、自由人と奴隷の關係で、自由人と自由人との關係たるコロナトゥスとは本質的に相違する。且つ、身分的關係の相違のみならず、コロナトゥスに於けるコロヌスは耕地、そのものに繫縛されるのであつて、特定の地域に縛られるのではない。それ故に希臘的隸屬關係がコロナトゥスのモデルであり起源であると主張し得べき根據はない。もし兩者間にみられる多少の類似が原因結果の連續關係におき換へ得る根據となるのであるならば、同様の理由で他の一切の起源説も成立し得るであらう。だから希臘起源説が絶對性を所有し得ないことは最早明瞭であらうと筆者は信ずるのである。

次にオリエント起源論に就いては如何であらうか。

抑々オリエント起源説は起源的形態を屬州に求めんとする傾向の最後にあらはれたものであるが、數ある形態起源説のうちでわれわれにとつて最も魅惑的な學説である。といふのは第一に、この學説が現に古代史研究の最高峰に立つロストフツェフ氏によつて強く主張されてをり、而もポール・マイヤー、ミッタイス・ウイルケン等の碩學がこの

陣營にあつてわれわれの承認を要求してゐるからである。而して第二には、フランソワ・キュモンやポール・ウエンドランド等が指證したやうに、ローマ帝國の東方擴大の反響として、帝國の種々な文化の上に東方文化化の傾向がみられる。その爲に、先驗的にはコロナトゥスの成立の東方起源説があながち牽強附會の立論と感ぜられないからである。それにも不拘、筆者はこのオリエント起源論に對しても尙首肯し得ないのである。

一體、ロストフツェフその他がコロナトゥスの起源形態として見出してゐるものは如何なるものであつたか。彼等が碑文や草紙文書（カシス）によつて立證してゐる所によればヘレニズム世界では次の如き事實がたしかめられる。即ち、セレウコス王家及びプトレマイオス家の王領地の小作人（元は *παῖς*、又は *παιδίον*、*παῖδιον*）と言はれたが、ローマ時代には *Colonus* *prope* *urbem* といふ名稱で呼ばれてゐる）は彼等の所屬する村落 *κώμη* に縛着されてゐる。彼等は村の帳簿 *ἀπογραφὴ* に記入され、その村に對してのみ納税の義務を負ひ、その村に於いてのみ一定の權利を行使する。この原住村落 *κώμη* 以外の地に轉居した場合も、納税は依然として *κώμη* に對して行はねばならぬ。イディアの外に住む者はその新住所に於いては外來人 *αλλογενὴς* としてその人格性を喪失する。——即ちここに土地に縛られた小作人がある。コロナトゥスの原型がある。これがロストフツェフ等の確信であつた。

果してローマのコロナトゥスはこのヘレニズム的制度の西方移入であつたと認められるであらうか。コロナトゥスはオリエンタリザシオンの一現象であつただらうか。筆者は先づ次の點に注目したい。ヘレニズム世界の王領小作人はコロヌスに類似する。けれども彼等の縛着は元住村落に對してであつて、コロヌスの如く耕地（アグロ）そのものに繫縛されて

ゐるのではない。且つ、村落に結ばれてゐるのは、彼等の權利・義務であつて、コロヌスの如く身體そのものではない。従つてヘレニズム的農民制度をローマのコロナトゥスの前史 *Vorgeschichte* であるとか、起源 *Ursprung* であるとか結論することには、筆者は躊躇せざるを得ないのである。もしロストフツェフが主張する如くに、コロナトゥスがヘレニズムの原型に則つて帝國が制定した *von State gelegt wurden* ものであるならば、言葉をかへれば、コロナトゥスが、單に帝國の政策によつて制定されたものであるならば、コロナトゥスの性格は帝國内に一樣であり統一でなければならぬ筈である。然るに本論考第一篇に於いて既に指摘したやうに、コロナトゥスの性格は、單一性であるよりも、その多様性を本質とするのである。このことは又起源が單一であつたといふことよりも、起源の多様性を暗示するものである。かく考察し來るならば、オリエント起源説も亦成立し得べき充分な根據をもたないと筆者は考へるのである。^⑩

最後にゼークによつて主張されてゐるゲルマン制度起源説に就いては如何に考へられるであらうか。

ゼークはローマ帝政期の一つの顯著な事實たる人口減少 *Entvölkerung* を出發點として立論する。紀元二世紀に帝國の人口減少の傾向にあることを明瞭に示し初めたといふことはゼークの「古代世界の没落」^⑪の大事に論證されて以來最早帝政史研究家の常識であらう。この自然的傾向はマルクス・アウレリウス帝の治世の始めに、東方より帝國全體に漫延したベストの流行といふ偶然的事實のために、エヂプト以外の全帝國は多數の人口を喪失した。農地は爲に夥しき荒蕪地に變つた。この農業の衰微を救ふために、マルクス・アウレリウス帝以後諸皇帝は或は征服或は勧誘・

歡迎によつて多數のゲルマン民族を帝國に移住せしめ、これを各地の帝領及び地主に分配したのである。かかるゲルマンがガリアではラエティ Laeti、その他の屬州でインキリニ Inquilini と呼ばれてゐるものである。⑩ 所で、彼等は「完全な自由」を所有しない小作人として移住せしめられた。何故ならば、とゼークは言ふ、「農業といふものに未だ餘り慣れてゐない半遊牧民 Halbomaden たる彼等は、強制されねば長くその耕地に留らないであらうから」「而してこの際皇帝が模範としたのがゲルマンのリーテ制 germanische Rechtsinstitut der Liten であつた」と。かくの如く論じたゼークは、このゲルマン制度がディオクレティアンの税制改革を契機として全帝國の自由小作人に適用擴大されるに至つたのであると結論するのである。⑪

ゲルマン民族か未だ農業を充分には知らない半遊牧民であつたか、ここに既に問題があるであらう。ゲルマンがローマに移住前に遊牧民であつたといふ所謂古い Nomadentheorie がドブシュの「ヨーロッパ文化の社會經濟的基礎」に於いて今日完全に否定し去られてゐる事は周知の事である。併しこの點は今問はないとしても、看過し得ないことは、ゼーク立論の前提となつてゐる、タキトゥスの記述するリーテ制度が果して後のコロナトゥスの原型であるか否かに就いての疑問である。ゼークが引用してゐるやうにタキトゥスは確に原始ゲルマンに一種の農奴の存在を指摘してゐる。併しわれわれはタキトゥスの次の如き記述を注意して讀んでみなければならぬ。「そのほかの奴隸は、我々の風習の如く、家中の仕事を彼等に割り當て、使ふのではない。彼等はそれぞれの居所を持ち、獨立の世帯を營む。主人は宛も〔我々が〕借地人に對する如く、〔これ等奴隸に對して〕一定量の穀物、家畜、或は織物を負擔せしめ、彼等も

單にこの程度までの服従をなすに止まり、家の仕事は、主婦や子供たちがこれを執り行ふ。……彼等はよく奴隷を殺すことがある、……ただその場合に責めを問はれないだけが異つてゐる。」¹⁶而もこの後にタキトゥスは尙「解放された奴隷は、一般の奴隷に比して著しくは上位に置かれることなく、稀に家庭(私生活)に於いて幾分の重みとなることはあつても、國(公生活)においては絶えてかかることはない。」と附加してゐる。だからここにタキトゥスの記述してゐる小作人は明瞭に奴隷小作人である。彼は地主に生殺與奪の權を握られた奴隷である。彼は地主に對して絶對の服従を要求される。彼は自由にその耕地を放棄し得ないであらう。けれどもその不自由性は奴隷といふ身分の所産であつて、土地そのものが彼を拘束するのではない。主人と奴隷との人格的結合は、コロナトゥスに於ける土地と小作人との結合と同一ではない。奴隷小作人は前にも述べたやうに、敢えてゲルマンの制度を學ばずともローマ自身に於いて成立してゐる。もし奴隷小作人がコロナトゥスのモデルであると言ひ得るならば、苦しんでゲルマン制度起源を説く必要はないであらう。

無論移住ゲルマン小作人が疑ひもなくローマ土着農民となつてゐることに就いてはフュデル・ドゥック・クラーインジュの詳細な立證をここに繰り返へす必要はない。それは最早學界一般の認める所であるからである。¹⁶併し筆者は、人的起源と制度的起源とは峻別すべきであるかと考へるのである。

要するに多數ある形態起源説にして、一としてそれが最も根源的な起源形態であると主張し得る根據を具備してゐるものはないと結論せざるを得ないのである。尤も筆者も右の數ある形態起源説がコロナトゥス研究の上で全く無益

な努力であつたとは考へたくはない。何故ならば、ローマの世界擴大過程に於いては、エデプトや小アジアの土地經營法が殆んど大した變化を起さず前時代の様式が繼承されたことが示すやうに、帝國の他の屬州に於いても農業革命は起きず前時代と帝政時代との農業生活の連續が推定し得るからである。且つコロナトゥスそのものが前に述べたやうに地方的慣習に随つた多種多様な形態をもつならば、帝國各地のコロナトゥスが前時代の小作形態と何らかの點で統合してゐることが又推察し得るからである。けれどもこのことは起源の多様性を示すものであつて、却つて一元的起源論が成立し得ないことを證示すると言はねばならないであらう。

右の如き筆者の形態起源論批判をそれに對する消極的駁論とするならば、フュステル・ドゥ・クラインジエの詳論がその積極的駁論の意味に於いてこの際注目されるであらう。彼はローマ土着農夫制は特定の皇帝、特殊の一法令によつて革命的に成立したのではなく、小作農民の没落、金納から法外の物納へのくり換、負債の連年的増大、不拂負債の父子繼承等により、不知不識のうち、耕地への固定が社會的慣習となつたことを實證し、土着農夫制の以前に土着農民が成立してゐたことを明かにしてゐるのである。¹⁵⁾

彼の所論の「前提をなす」物納小作が法外の慣習 *une pratique extralegale* である、といふことに就いては反對する論者も少くないやうである。¹⁶⁾ が併しその論者が少い史料のうちから自説に對する最もすぐれた根據とするのは、ガイウスの記述「一定の現金を以て貸借契約をなすものを我々はコロヌスと呼ぶ慣しである。だが物納小作人も、宛も社會法によるかの如く、利益・損害を地主と分配・分擔する *Apparet autem de eo nos colono dicere, qui ad pecu-*

nam numeratam conduxit: alioquin partitarius colonus, quasi societatis iure, et damnnum et lucrium cum domino fundi partitur.」⁽¹⁰⁾といふ一文である。併し筆者は、むしろこの記述に「ローマ市民法 *ius civile* に於いて、ロスと言はれてゐるものと、物納小作人とが區別され、後者が正規の法關係外の社會的事實であるとの證左を觀る者である。一步譲つて社會的事實が社會的法となつてゐる以上、それも一つの法關係ではないかといふ風に考へ、フュステル・ドゥ・クラインジュの法外の慣習であるといふ思考法が、その字義通りには成立し得ないと言ふにしても、農民が事實に於いて、小作料の滯納の蓄積その他の理由から耕地に縛り着けられて行つたこの一事だけは否定し得ないであらう。この點こそフュステル・ドゥ・クラインジュ説の中心的論點である。

だから、制度の前に事實がある、これだけはわれわれも承認しなければならないであらう。而かもこのことは極めて重要である。何故ならばこの事實は前の形態起源論に對して決定的な破壊力をもつからである。といふのは、特定の先行的形態がモデルとして全帝國的なコロナトゥスが成立したのであるならば、それは自然的成立でなく、人爲的革命的成立といはねばならない。然るに制度の前に事實があり、人爲的發展の前に自然的發展があるといふことは、特定の既存制度を移入し普遍化したものでないことを明證するからである。人は一般に類似現象を直ちに時間的繼起現象とすることに充分警戒しなければならない。

抑々近代史學にあつては、前にも述べたやうに、常に、事實が何であつたか、と共に、事實が如何に生成したか、が研究の課題とされる。事實の本質と共に原因・起源が探及される。事實を神の足跡、神意の象徴として、歴史的世

界をクリスト教的目的論的に綜合した中世史觀に對して、事實、自體の時間的關聯に於いて歴史世界を綜合せんとするのは正に近世史學の特質である。歴史は天上より與へられたものでなくして地上の所産である。事實の前にあるものは神でなくして事實である。事實は事實に連続する。それが法衣を脱いだ近世的史學意識である。かくしてオリジンの探及は近世史學のあらゆる部門に於ける必須の課題となつたのである。コロナトゥスの起源論も亦近世史學意識の一所産に他ならなかつたのである。

併し二十世紀の史學意識は歴史を單なる生成、Werden としてではなく、創造、Schaffen として、存在、Sein としてではなく、行爲、Tat として把握することを要求する。⁽²⁶⁾この立場に立つならば存在を既存の事實の延長とす因形態起源論はいふまでもなく、自然的生成を説くフェステル・ドゥ・タラーンジュの見解に對しても、われわれは尙満足し得ないのである。然らば猶如何なる考察が必要であらうか。

註

- ① F. de Coulanges, Les institutions politiques de l'ancienne France vol I. P. 11-18.
- ② Caesar. Bello Gallico. VI, 11, 13.
- ③ Clausning, op. cit. P. 68 ff.
- ④ Strabon, VIII, 5, 4.
- ⑤ Clausning, op. cit. P. 71 f.
- ⑥ Rostowtzew, op. cit. P. Meyer, op. cit. Mitteis-Wilcken, Grundriss und Chrestomatie der Papyrienskunde. I. Teil I.

- ① Mittreis-Wilcken, op. cit. S. 275.
- ② P. Meyer, op. cit. S. 424 f.
Rostowtzew, op. cit. S. 228.
- ③ Rostowtzew, ibid.
- ④ Clausing, op. cit. S. 226 ff.
- ⑤ Seeck, Untergang der antiken Welt.
- ⑥ id. Colonatus in P-W, Realencyclopädie, IV, 1. S. 496.
- ⑦ ibid. S. 495
- ⑧ ibid. S. 497 ff.
- ⑨ Tacitus, Germania. 25.
- ⑩ Fustel de Coulanges, Le colonat romain. id. Les inst. polit. de l'ancienne France vol. 2, P. 138 f.
- ⑪ Dopsch, Grundlagen der europaisischen Kulturentwicklung. Bd. I. S. 38, 103f. 244. Bd. II. S. 169.
- ⑫ Rostowtzew, op. cit. Mittreis-Wilcken, op. cit.
- ⑬ e. g. Vinogradoff, Growth of the Manor. P. 109. Heiland, Agricola, P. 365.
- ⑭ Gaius. XIX. 2, 25, 6.
- ⑮ H. Freyer, Das geschichtliche Selbstbewusstsein des 20. Jahrhunderts.

二、帝國の課題としてみたるコロナトゥス成立論

コロナトゥスが制度化される以前にコロニがあつた、制度がコロニを創造したのではなくて、制度は既存の社會的

現實を承認したものである。このフュステル・ドックラー・インジュの見解は認められねばならない。併しわれわれはここに新しく問題を提出しなければぬ。事實と制度との前後關係は眞にフ氏の主張の通りであらう。だが既存事實を帝國は何故に承認し固定化したのであるか。制度化といふことは帝國の決定であり行爲である以上、よしそれが事實の模寫であらうとも、帝國はそれによつて何らかの課題を克服せんとしたに相違ないのである。われわれは制度の如き一見靜止的事實をもその行爲面に於いて把握しなければならぬ。

課題解決の帝國の行爲としてコロナトウスの成立を考へる時、從來尠からず考究されたコロナトウス成立の原因論が更めて注目されるのである。

先づわれわれは十九世後半即ち既に一世紀前に主張されたものではあるが、ルヴィエー Revillout の明快な見解に注目する必要がある。彼は土着農夫制がコンスタンティヌス帝及びその後の諸帝によつて創定された制度である、と考へ、この制度の制定期は、農民が重税を逃れんとして或は都市に走り、或は浮浪人となり又は盜賊になり下ること多く、ために帝國全體に荒蕪地が増大した時代である。荒蕪地 *agri deserti* の増加は帝國徵税の地盤の減少を招來する。而もディオクレティアンの帝國再組織は國費の膨脹を必然とした。而して從來帝國の徵税組織によれば、徵税は地方自治體のデカプロテス *decaprotas* (最有力者十人といふ意) といふ地方自治體の官吏に負擔せしめられた。彼等は國家指定の一定の税額を納入しなければならぬ。もし一定額に達しない場合は、その不足分に對しては彼等が責任を持たねばならない。一方に於いて荒蕪地が増加し、他方では國家の徵税要求が嚴重となるにつれて、デカプロテ

スの負擔は愈々加重し、彼等にして没落する者も少くなかつた。それは地方自治體の脅威であり、帝國全體の秩序を不安ならしめる。かくて一つにはデカプロスを救濟し、併せて帝國の行政秩序を保持するために徵稅法の改革を行ひ、それと共に荒蕪防止のために、農民の土地繫縛を規定した。即ち、コンスタンティヌスは自治體官吏の没落を防止するために、荒蕪地の稅の負擔を地主に轉荷し、地主の没落を守るために、コロニの土地不分可離を制定したのである。^①

このルヴィユー説の重點は要譯すれば、一、コロナトゥスの成立は四世紀初頭である、二、その制度化の契機は荒蕪の増加に由來する帝國の稅制改革である、三、かくしてコロニは帝國の行政的強要に於いて發生した、といふ三點にあると言へるであらう。この第一の點は、現存のコロナトゥス關係の最古の法令である三三二三年のコンスタンティヌス帝の勅令に根據づけられた見解であるが、既に筆者が本論第一篇に於いて、この勅令に就いて指摘したやうに、この法令はコロヌスに對する抑留權を承認してゐるけれども、これによつて一學にコロナトゥスが確立したと認むべきものではなかつたのである。この事實からして既にわれわれはこの勅令がコロヌスを創定したとする、ルヴィユーの見解に疑問を抱き得るのである。のみならず、先きにフヌテル・ドゥ・クラーンジュと共に認め得たやうに、法的事實以前に社會的事實があつたと言ひ得る以上、四世紀の突然變異を主張するルヴィユーの見解の第一の點には多大の難點があると言はざるを得ない。

併し前掲の第二・第三の論點はコロナトゥス成立研究に新しい方向を指示したものとして充分にその功績が認めら

れねばならぬ、何故ならば、彼以前のコロナトゥス發生論の中心は、主として、その落ち着く所を知らない起源の探及であつた、が今や彼に於いて、起源に向けられた眼はコロナトゥスを發生せしめる社會的的政治的環境に向けかへられたからである。われわれは起源形態の研究が結局失敗に終らねばならなかつたことを論説した。併し又フェステル・ドゥ・クラインジュの如く制度化以前に社會的慣習があり、制度が新社會を創造したのでなくして、事實を承認したといふことを認めるとしても、制度化は何らかの國家的要求に出たものに相異なく、フ氏がこの點を充分注意しなかつたことは、猶われわれに考究すべき問題を残したことを指摘した。フ氏の残した問題、而も現代的歴史意識から當然考慮さるべき問題を思ふならば、フ氏とは年代的には一世代先行する者ではあるがルヴィニーの環境論は、コロナトゥス研究を一步前進せしめるものと言はねばならないであらう。

われわれは嘗つてオット・ゼークが立證した帝國の人口減少の傾向が二世紀の後半以後顯著な事實であること、三世紀の所謂軍人皇帝時代の社會的混亂等によつて、帝國の荒蕪地が増大したことを認める。デイオクレティアンが帝國の統一を恢復し、官僚主義的政治を確立する時國庫の要求が増加することは又當然であり、それに應じて帝國財政の最大支柱たる地租の改革は自らなる帝國の要求でなければならぬ。随つて荒蕪地の増大を阻止することは税制改革の中心問題であり、必然的にコロヌスの土地緊縛を承認したと見ることは決して誤りではないであらう。それ故に、事實が法化される過程は、單に自然的發展でなくして、帝國の直画した課題に對する國家的權力をもつてした、人為的發展があつたことが認められねばならないと筆者は考へるのである。

果してルヴィニー以後コロナトゥス成立の環境論は學界に於ける一つの代表的傾向をなしてをり、ヘーゲル、セリ
ーニ、クーン、ヴィノグラドフ、クロージング等の諸氏の研究もその環境の究明に向けられてゐるのである。^③そこで
ルヴィニー以後はこれ等の諸氏によつて、問題は、筆者の表現法を以てすれば、帝國は如何なる課題に面してゐるか
如何なる課題を解決せんとしてコロナトゥスを確立せしめたか、それは單に權力的抑壓的であつたか否かといふ問題
に移されたと言へるのであつて、この傾向は洵に現代的歴史感覺に共鳴する態度であつたと言ふべきであらう。

藝に筆者は拙稿「古代末期論」^④でローマ帝政期が古典古代文化の崩壞過程であることを論じたことがあつた。今こ
でそのことが帝國の直面する課題として思ひ出されねばならないのである。就中、ローマの世界支配に由來するバル
バリに對するロマニの優越感、官僚的帝政確立による貴族や地方自治體の政治的自主性の喪失、現世的享樂的生活の
耽溺と文化發展の停止後退、苦痛と報酬の僅少とを嫌つたローマ人の兵役忌避^⑤、ローマの世界化によつて起つた文明
の平均化及び商工業の地方分散にもとづく經濟活動範圍の地域的な限定、^⑥等は、ローマ帝國の内部的生活力の減退現
象に他ならなかつた。帝國が一つの國家から一つの世界になつたことは却つて帝國崩壞の諸因を創造したのである。
この傾向が最も明瞭にあらはれて來るのが二世紀末から三世紀の混亂期であることは今日略々定説となつてゐるので
ある。だから二世紀末から三世紀以後の帝國は、所謂帝國の「内因的没落」の諸現象を自己分解の因子としてそれ自身
感じたに相違ないのである。何故そう言へるであらうか。

われわれはセプティムス・セウエルス帝の治世（一九三—二一）以後次第に、あらゆる商工業者や、軍人、官吏、

農民の階級的(身分的といふべきか)世襲化が行はれたことを知つてゐる。かくてローマ世界は、潑刺たる流動性と融通性を失つたカースト的秩序 *Le régime des castes* に陥つたのである。このこと自體は結果的には帝國の内部的硬化生命力の喪失ではあつたけれども、帝國はこれによつて、前述の帝國の分解傾向を防止しようとしたに相違ないのである。マルクス・アウレリウス以後の諸帝がつとめてゲルマンを移住せしめ、これを軍隊に、農民に、家僕に使用したことも、帝國の維持作用である、ディオクレティアヌスの帝國再組織、税制の改革も亦倒壊せんとする帝國を尙支へようとする意圖を示してゐる。少くとも政治・經濟・社會の諸部面にあらはれた帝國の政策は、全體として、結果はとにかく、帝國の統一を維持しようとする計畫であつたと言はねばならないであらう。

コロナトゥスの法制化が最初如何にしてなされたかは今日知るよしもない。けれどもディゲスタに見える自由小作人と三三二年の勅令とから推定して、三世紀の初頭の頃にコロナトゥスの制度化が開始されたと觀て誤りないであらう。それはまさに帝國が自己の立つ政治的・經濟的・社會的地盤全體を固定化し、その分解作用を阻止しようとしてゐる時である。随つてコロナトゥスの法的確立は、右の如き帝國に提出された時代の課題に對する帝國の解決策の一に相違ないのである。かく考へる筆者は、ヘーゲル、セリーニ、クーン等の「コロナトゥスは生産階級及び行政官吏の世襲化・固定化と同様に、ローマ社會全體の何れの方面をも脅威してゐる一般的な分解傾向 *general disintegration* を阻止せんとする一つの試みであつた」といふ説を最も妥當と信ずるのである。

それは決して單なる、農民抑壓の權力的行爲ではない。「コロナトゥスが地主にもコロニにも有利な制度である」と

いふ史料が示したやうに、コロナトゥスは下級農民の擁護策でもあり、ひいては荒蕪地の増大を防ぐ農業情態の改善策でもあつた。自由の制限を以て直ちに國權の暴力行爲とする近世的感覺を押しつけるべきではないのである。ヴィノグラドフが、奴隸が奴隸小作人とされた事實、荒蕪地開墾に當つては大土地所有者には税の減免を、その世襲小作人には地代の低廉を保證した事實、アフリカ出土の碑文が示すやうに、地主の納税が収入の1/5でありコロヌスのそれが2/3であつて決して高率でないこと、勞働奉仕も一年に數日であつてその負擔が中世の農奴と比較にならぬ程輕少であること等より、コロナトゥスが農民の抑壓策でなくて農業の改善策 *Meliorative institution* であつたと主張してゐるのも、課題としてコロナトゥスの成立をみる筆者の立場と矛盾するものではない。制度は確に國家の強權である。コロヌの不自由性は恣意による不自由性でなくしてその背後には國家の權力がある。その點でコロナトゥスを行政的抑壓とみるルヴィネー、ヘーゲル、セリーニ等の所見は正しい。併しそれを單に *administrative pressure* とすることは、コロナトゥス成立過程の一半の條件を知つて、ヴィノグラドフの指摘する他の一半を無視するものである。それは同時に又ヴィノグラドフに對しても言はれねばならない。如何に改善策であつても、コロナトゥスの不自由性を規定してゐるものは國家の權力であるからである。コロナトゥスの法制化は一面には強權による自由の制限であると共に、他面に於いては社會の肯定であり維持策である。その一半を強調して他の一半を無視することは眞にコロナトゥスを理解したとは言へない。この矛盾的現象を全體的に把握する爲には、コロナトゥスの成立を時代の課題に對する帝國の方策とすること、つまり課題としてコロナトゥスの成立を觀る立場が採られねばならないと筆者は考へる

のりぬ。

註

- ① Revillout, Étude sur l'histoire du colonat chez les Romains. (Clausung, op. cit. P. 92 ff)
 - ② 史林前號四一頁以下参照
 - ③ C. Hegel, Geschichte der Städteverfassung von Italien; Serrigny, Droit public et administratif romain; Kuhn, Die städtische u. bürgerliche Verfassung der römischen Reichs; Vinogradoff, op. cit. Clausung, op. cit.
 - ④ 拙稿、古代末期論、紀元二千六百年記念史學論文集所載
 - ⑤ F. Lot, La fin du monde antique et le début du moyen âge. P. 120.
 - ⑥ E. Kornemann, Collegium in P.-W. RE. Lot, op. cit. P. 115 ff.
 - ⑦ Vgl. Clausung, op. cit. P. 136.
 - ⑧ Vinogradoff, Growth of the Manor P. 96 ff.
- 追記

時局に應じ史林の頁数が制限された爲、後半はその敘述の様式を全く一變しなければならなかつた。併し筆者が意圖した所はほぼ論説した積りである。

尙本論構成にあつて多大の教示を得たクロージング「ローマ土着農夫制」は秀村欣二氏の厚意によつて閲讀し得たもの、記して同氏に心から感謝の意を表した。

シンガポール陥落既に近きを思はしむる昭和十七年二月七日稿